



島根県報

令和3年1月22日（金）

号外第6号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第59号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川内280番地先から同279番1地先まで	メートル 33.00	令和3年 1月22日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町高見121番3地先から同184番地先まで	323.00	令和3年 1月25日		
〃	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字竹原1611番1地先から同字阿城281番1地先まで	237.00	令和3年 1月22日	県央県土整備 事務所大田事 業所	